



令和7年度 宜野湾市

育英会奨学生募集要項

奨 学 金

大学・専修学校等に在学中の皆さんへ



本会は、優秀な人材で経済的理由によって修学困難な者に対し学資を貸与し、
有為な人材を育成することを目的とし奨学生を次のとおり募集します。

受 付 期 間：令和7年4月1日（火）～令和7年4月30日（水）17時15分

（土・日・祝祭日を除く）※期限厳守

問い合わせ先：提出先 宜野湾市育英会事務局（宜野湾市教育委員会 教育総務課）

TEL：（098）892－8280

H P： <https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/kyoiku/>

[1/4/ginowansiikueikaijigyou/index.html](https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/kyoiku/1/4/ginowansiikueikaijigyou/index.html)



※願書等のダウンロードは「宜野湾市育英会 奨学金」で検索してください。

1. 採用予定数及び貸与額

採用予定数 若干名

貸 与 額 30 万・40 万・50 万円（いずれかを選択）

2. 応募資格・基準

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律 26 号）第 1 条に定める大学(大学院及び短期大学を含む。通信制を除く。)又は、同法 124 条に定める専修学校のうち修業年限 2 年以上の専門課程（以下「大学等」という。）に在学している者。
- ② 本市に 3 年以上住所を有する本市民の子等又は 3 年以上住所を有する者であること。（保護者又は、本人が令和 4 年 4 月 1 日以前から継続して本市に居住していること。）
- ③ 学業・操行ともに優秀（成績評定 3.5 以上）であり、かつ、健康であって学資の支弁が困難と認められる者。
- ④ 貸与した奨学金の返還義務を確実に履行できる者。

3. 奨学金の貸与

- ① 貸与期間は、奨学生として採用された年度からその者の在学する大学等の最短卒業年の終期まで。毎年 6 月から翌年 3 月までの 10 ヶ月間の毎月貸与、または 6 月・9 月の年 2 回貸与（年額の半分ずつ）
- ② 奨学金の受給資格確認のため、毎年 4 月末までに在学証明書・学業成績証明書を提出しなければならない。
- ③ 奨学金は無利子とする。
- ④ 奨学生に住所変更等があった場合は、育英会事務局へ届出をすること。

4. 奨学金の返還

- ① 貸与金は学資として貸与されるものであるので、貸与終了後（学校等を卒業又は退学後その他本市育英会の規程に該当する場合）は、速やかに返還しなければなりません。返還金は直ちに学資として後輩に貸与されます。
 - ② 毎月の返還金額は、貸与年額の 20 分の 1 に相当する金額とし、貸与終了 6 ヶ月後から貸与総額に達するまで返還します。
- 例) 年間 50 万円を 4 年間貸与を受けたときの毎月の返還金額 $25,000 \times 80$ ヶ月
- ③ 貸与終了時に奨学金借用証書を連帯保証人連署のうえ提出していただきます。
期間内で返還できない場合は、連帯保証人が責任を負うことになります。

5. 採用決定通知

- ① 奨学生の選考は願書等の書類に基づき審議を経て採用決定し、採用の可否については、5 月下旬頃に文書にて通知します。
- ② 採用の場合は、健康診断書、誓約書（印鑑証明書、所得証明書を添付）、振込口座届を期日内にご提出下さい。
 - ・健康診断書（6 ヶ月以内に受診したもので、検査項目が身長・体重・視力・聴力・血圧・胸部レントゲン・尿検査を含むこと。）
 - ・誓約書には本人と連帯保証人 2 名の署名と印鑑、添付書類として印鑑証明書、所得証明書（保護者以外の連帯保証人のみ）が必要になります。
 - ・**奨学金の振り込先をゆうちょ銀行口座を指定いたします。口座をお持ちでない奨学生は、ゆうちょ銀行口座開設をお願いいたします。**

＜奨学生願書記入上の注意＞

※願書は、選考上の大切な資料です。事実をありのまま記入してください。

※奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明した場合、採用が取消しとなることがあります。

*1 住民となった年月日

住民票謄本の住民となった日を記入してください。

*2 生計を一にする家族(世帯員)について

①生計を一にしている者は、同居、別居を問わず、全員記入する。

②同一の住居に居住している家族は原則として同一世帯員とする。

③次の場合は、同一の住居に居住しなくても、同一の世帯員とする。

ア、父母又は父母に準じて家計を支えている者が、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき。

イ、就学又は病気療養のため一時的に別居しているとき。

ウ、別居の祖父母を主として扶養しているとき。

エ、その他、上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

④独立の生計を営む兄弟姉妹、生計を一にしない祖父母、死亡者又は生別したものは除く。

⑤「続柄」は、奨学生からみた関係を記入すること。

⑥「B 就学者」とは、次の学校に在学する者に限る。

小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学（大学院、短大を含む）、盲・聾・養護学校及び専修学校。

⑦幼稚園、各種学校（予備校等）に在学する者は「A 就学者を除く家族」に記入。

*3 「家庭事情」の欄

奨学金の貸与を希望するに至った事情、願書表面に記載できない事情等を具体的に記入する。特に下記の場合は留意して記入すること。

①「障がい者」とは…身体障がい者・心神喪失者・知的障がい者・長期就床者・放射能被害者に限る

②「長期療養者」とは…出願時現在において、6 ヶ月以上にわたる期間療養中の者、又は療養を必要と認められている者に限る。

③「火災・風水害・盗難等の被害を受けた場合」とは……それらの被害を受けた為、将来支出が増大したり収入が減少したりして、2 年以上の長期にわたり著しく困窮状態に置かれると認められる場合に限る。

*4 「本人氏名（署名）」の欄 忘れずに署名ください。（認印可）

*5 「連帯保証人」の欄 「連帯保証人」は本人と連帯して弁済の責任を負います。

①「連帯保証人」2 人のうち 1 人は保護者、又はそれに準ずるものであること。

②「連帯保証人」のもう 1 人は、本県に住所を有し別世帯であること。なお、審査の結果、保証人の変更をお願いすることがあります。

* 保護者以外の保証人は、原則 25 歳以上 55 歳未満の方でお願いいたします。

出願書類（チェックシート）

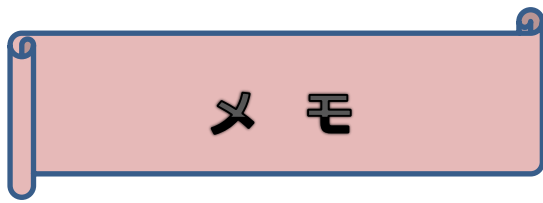
No.	証明書等	内 容	✓
1	奨学生願書	・ 当会指定様式（両面になっております。）	
2	所得証明書	・ 令和 6 年度市県民税所得証明書 を提出して下さい。 ・ 市役所税務課にて交付(生計を一にする世帯員全員分。所得無しの場合も提出。ただし、就学者で所得がない場合は提出不要。)	
3	住民票謄本	・ 本籍の表示があるもの （市役所市民課窓口にて交付） ・ 就学により父母の世帯の住民票から転出している場合は、居住先の住民票抄本も併せてご提出下さい。	
4	推薦調書 成績調書	・ 推薦調書は当会指定様式。在学、卒業校にて証明してもらうこと。 1 年生は直近の卒業校で発行。 2 年生以上は在学にて発行されたもの。	
5	在学証明書	・ 在学発行のもの （令和 7 年 4 月 1 日以降に発行されたもの）	
6	特別控除に係る証明書	・ <u>別表 1 の区分に該当する者で特別控除を希望する方は次の関係書類を提出して下さい。</u>	

別表 1 特別控除に係る証明書

区 分	証明書	発行所	✓
障がい者のいる世帯	障害手帳の写し	市役所・福祉事務所	
長期療養者のいる世帯	入院・通院証明書、又は診断書 医療費の領収書の写し	該当病院等	
災害等の被害を受けた世帯	罹災証明書	市役所	

※提出の際には書類がすべて揃っているか、ご確認下さい。

※書類に不備がある場合、または提出期限を過ぎた場合は受付できません。（期限厳守）



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

【参考 その他類似機関】

- ◇独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO） TEL 0570-666-301
- ◇公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団 TEL 098-942-9213